

昭和四年一月十七日招集
第一回市議會臨時會會議錄

館山市議会第一回臨時会会議録

昭和四十二年一月招集

一月十七日(火曜日)

一 現在議員三十四名でその氏名次りとおり

一番 吉田勇治郎 二番 鈴木正一郎

三番 小柴孝 四番 館石伝蔵

五番 田中禎郎 六番 秋山六三郎

七番 田村源治郎 八番 望月照正

九番 安西益男 一〇番 辻田実

一番 石井正 一三番 菊井敏博

一四番 志村信作 一五番 小次惠太郎

一六番 関武夫 一七番 黒川佐太郎

一八番 西村真次 一九番 藤田好治

二〇番 保科忠夫 二一番 江田徳太郎

二二番

君塚喜三

二三番

中村省吾

二四番

島野茂樹郎

二五番

森生田七郎

二六番

嶋田繁

二八番

山田教宇

二九番

鈴木市蔵

三〇番

安藤憲友

三一番

安沢徳順

三二番

三沢節

三三番

高橋文治

三四番

山本昇

三五番

松本藤太郎

三六番

山口康

一 議事日程

第一 議案第一号

簡易水道事業の實施に關して

第二 議案第二号

昭和四十一年度館山市一般会計補正予算

一 決算百二十一条による出席説明員

市長

本間

謙

助役

小出

武男

収入役

尾戸

貴

庶務課長

山口

実

財政課長

長谷川

広治

衛生施設課長

吉田

耕一

農林水産課長

伊藤

幸太郎

環境書記長

大嶋

重義

一本議会の事務局長・局長補佐 書記

事務局長

高梨

清一

事務局長補佐

太田

博雄

書記

兵藤

恭一

同

山田

俊康

同

高尾

豊

同

庄司

徹

一次席議員

三十二名

二次席議員

二名

午前十時〇三分 開議

議長(田中祿郎君)

本日の出席議員数 二十八名

これより昭和四十二年第一回市議会臨時会を開会いたします。

本臨時会の議案審査直のため地方自治法第百二七条の規定による

出席要求に対し本間市長 小出助役 宅戸収入役 山口課長

長谷川課長 土田課長 伊藤課長 大嶋書記長 以上の者が

出席する旨の報告がありました。

議案を配付いたしました。

議案の配付漏れはありませんか。—— 配付漏れなしと認めます。

監査委員より十二月実施の例月検査が報告されております。

それぞれお手元に配付の通りであります。

会議録署名議員の決定を行ないます。

本臨時会の会議録署名員に一三番議員 荻井敏博君

二十四番議員 島野茂樹郎君 以上両君を指名いたします。

これに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君)

異議なしと認めます。よて決定いたしました。

会期の決定を行ないます。

本臨時会の会期につき議会議事協会の意見は本日(日)といふ

ことであります。

おはかりいたします。

会期を(日)と定めますことに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君)

異議なしと認めます。よて会期は(日)と決定いたしました。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行ないます。

これから市長の本臨時会招集の案件につき説明を求めます。

(市長登壇)

(拍手)

市長(本間譲君)

開会に当りまして一言申し上げたいと存じます。

昭和四十二年の新春を迎え館山市民とともに慶賀に存ずる次第でございます。さて本日臨時市議会を招集いたしました上程いたします。付議事件は一般議案関係といたしまして簡易水道事業の実施についてであります。これはかねて懸案でありました富崎地区の一部及び豊房地区の一部を給水区域とする簡易水道事業を昭和四十二年度から実施しようとするものであります。

次に予算関係議案としまして一般会計の補正をお願いする次第でございます。補正いたしますのもおなじでございます。次は衆議院の解散に伴い一月二十六日執行される衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する

經費として百八十万二千円 一般議案に関連いたします簡
易水道事業認可設計委託料として二百十万円、安房
中央土地改良区が施行中の中央ダムに関する事業資金
の運用について農林漁業金融公庫よりの契約条項変更
に伴い新たに債務負担行為による損失補償を行なおう
とするものであり補正総額三百九十万二千円となりその財
源といたしまして県支出金百八十万二千円及び一般財源を
もて充当しようとするものであります。以上議案につきま
してはきわめて簡単に申し上げましたが各議案につきま
しては上程の都度関係課長より詳細に説明申し上げま
すので慎重御審議の上御賛同にまゝり下さるようお願いする次
第であります。

議長(田中祿郎君)

以上で市長の説明と終わりました。

日程第一議案第一号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第一号 簡易水道事業の実施についで

衛生施設課長(吉田耕一君)

議案第一号の簡易水道事業の実施についで御説明申し上げます。

本議案につきましてはかねてから富崎地域を中心とした地域からの水道事業の要請にこたえまして今回この七つの関係の地域を区域といたしますところの簡易水道事業を四十二年度から実施したい。このように考えて提案した次第でございます。なお本事業実施におきますところの認可設計に伴います添付書類といたしまして実施いたします市の議会の議決を証するものを添付するというようなことになさっておりますのでここに今回提案した次第でございます。

この事業の概況につきまして申し上げます。

一応私どもはこれを実施いたしました。関係におきまして種々検討を加えたわけでございまして、がまの名称を館山市の名部簡易水道というふうな名称で進めていきたいというふうな考えをわけでございまして、実施年度につきましては四十二年三年というふうな年度で実施完了したい。なお給水区域につきましては議案にもございまして、富崎の布良、相浜を中心としたしまして、大石大神宮、中里、竜岡、神余という区域として考えておるわけでございまして、給水人口でございまして、がまの簡易水道の最高給水人口でございまして、五千人を一応おさえて計画を進めておるわけでございまして、なお給水量策につきましては、水源を調査したわけでございまして、市の水源調査等に基きますものを基礎として一応計画を進める。神余の巴川上流の神余の支流をせき止めまして、そこを水源にしたい。このように考えるわけでございまして。

この水量を最高り五千人に對しまして有効水量十万吨と目途として現在考へております。なおその積算でござりますが簡易水道の厚生省の基準で参りますと一人当りの一日の給水量百五十リットルを基準としておるわけでござります。しかしながら私どもいろいろ今後之の需要その他を含めまして一人の給水量を二百リットルといつ積算の基礎を持てます。一日の給水量を二トンと給水するといふふうな計画で現在おるわけでござります。

概算の工事費でござります。いろいろ関係コンサルタトあるいはその他の技術者あるいは県の調査指導も依頼いたしました。大体の工事費一億五千万程度でござります。たろつといふふうな目算を指示を受けましたので、一億五千万といたつものを基準として今回簡易水道の実施をいたしました。このように考へるわけでござります。その他にお神戸地域の開発計画等も種々あるわけでござります。て現在の段階の簡易水道の範囲としても最高であるし開発され

らであらうというふうな推定等もあるわけでございますが、そうした面等におきましていろいろ県の水道計画というものが等を十分加味いたすとともに県の意見も参酌いたしましたとしてとりあえず要望にこたえ得るようにならざるやいなや、逐次今後の計画推進をなしていきたい。このように考えて今回簡易水道事業の実施につきましましての決議をいたしたたく存じます。御審議をお願いいたします。考えておる次第でございます。以上でございます。

議長(田中祿郎君)

説明を終わりました。御質疑願ひします。

一。番(辻田実君)

二三質問申し上げたいと思ひます。

にたいして説明の中でも、給水人口五千人というのが簡易水道の限度だ。従ってこれぎりぎり一ぱいのものとしたら、という説明があった。五千人の人口でよろしいわけでございますか、その点をお伺いしたい。

その五千人の人口の把握をどのような形で取っておるかという点に
ついて御質問したいわけでございます。といまますのは西岬方面にお
きますところの簡易水道事業の中で給水人口の取り方によつて
例えは夏季になりますると非常に通常より膨入して避暑客
の水の面について困る面もあるやに聞いております。従つてし
て神戸、富崎、この方面によつて例えは漁業の関係、船舶の関係
さらに避暑客やつうもの流動入ってくるとこの人の五
千人の中に入れておるかおらないか、この点では手取りお伺いしたい。
これをまず第一点としてお伺いしたい。

第二点といたしまして水源の問題でございます。すけれども先般協議
会の手続きに質問申し上げましたけれども水源に巴川を利用する
わけでございます。すけれども巴川に伴う農業用水さらに一般民家
の飲料水の問題、巴川が十分流れておればその水にそつて井戸の
水がよく出てゐる。しかし上にダムを作ることによつて川の水が枯れた。

従ってそれに伴ってくるところの井戸が壊れてしまふとか畑田の
 水が壊れてしまふ。こういう二次的作用というも、も起き得ると
 いうことがあり得る。やうするとよくわかりませんが十分調査して
 あると思ふすが巴川をとりよると見た程度で内容はわかりませんが
 あの川を止めて十カトンの水量を確保するということになりまふ
 と夏の水の必要なときに川を干してしまふという状態になること
 が想定される。やうになりまふと今いたいろいろの社会問題になっ
 ておる公害という形で直接被害でなくて出てくる可能性がある
 わけでございませうがこれらの点にいつてどの程度調査なすんである
 かその点をもと明らかにしていただきたい。

議長(田中祿郎君)

日程第二議案第二号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第二号 昭和四十七年度館山市一般会計補正予算(第五号)

・財政課長(長谷川広治君)

議案第二号の一般会計の第五号の補正予算について御説明
申し上げます。

今回追加をいたしました金額は三百九十九万二千円をそれぞれ追加を
いたしました。追加後の金額を八億七千六十六万七千円とした
ものでござります。歳入歳出の補正の金額は第一表五ページ
でござります。この区分によりそれぞれ追加をいたしましたといふ
うに考えております。

細部にわかりましては六ページページの明細書により御説明を
申し上げます。さらに今回地方自治法二百十四条の規定により
まして債務負担行為を~~おこな~~いたすべきものを追加をした
しております。四ページでござります。これも細かくはのちほど御
説明を申し上げます。

・運営書記長(大嶋重義君)

七ページニ款総務費四項の選挙費にソレ御説明申し上げ
ます。

今回選挙費の中に新しく衆議院議員選挙と最高裁判所
の裁判官国民審査の費用を百八万二千円お願ひしてござい
ます。この内訳でございまして一節の報酬九万六千円、投票管理
者

開票管理者、投票票の立ち会い人のそれやれの報酬でござい
ます。三節の取負手当てでございまして投票事務、開票事務、準備
事務この三つに分けてそれやれ従事者の超過手当てでござい
ます。

投票事務の超過手当ては日曜でございまして一人当たり二千四百
三十円で開票百九十人分を計上して四十四万五千円でござい
ます。開票事務の超過でございまして一人当たり千五百五十円の百五十人
分十六万四千円あと準備事務に十萬三千円でございまして。

七節貸金おもなものは臨時用人の貸金と人夫貸金でござい
ます。八節の報償費でございましてこれは投票所、開票所で小使い等の

雑役に對しての謝禮でございませうが一人當り二百円、共計二十五人分
五千円、それから有線放送のアナウンサー等をPRにお願ひする
のでこの謝禮が一万円でございませう。

旅費でございませうが委員の費用弁償に六万一千円、これは委員長
會議立ち会い演說会等の視察に用したものと六万一千円、普通
旅費三万三千円は事務局の打ち合わせ會議、視察等の旅費
でございませう。

市内旅費八万二千円でございませうが入場券、選挙広報の配布を取
員に依頼するわけで、これに従事する取員が百八十人、大体一人當り
四百円を予定してございませう。

需用費でございませうが消耗品三十万七千円、おもなものは消耗器材
二十九万六千円、これはポスター、掲示場の掲示板、支柱二十五万五千円
燃料費はガソリン代、不炭代等三万九千円でございませう。

食料費の十一万二千円、投票關係者の中食代五万円、開票關係の

食料費三万円、その他委員会のまかない費三万二千円でござります。印刷製本費四万八千円、おもなものは、今回特に衆議員院選挙の広報と臨時特集として出したいという事で、これが四万円でございます。十三の委託料五万円は、明るく正しい選挙推進協議会というのがござりまして、選挙の啓発事務といたして、タイアップしてやっておりますが、今回の委託内容は、大体二十五日に、自動車のパレード、それから広報車をつるに、使そ、街頭放送をやるということともう一つは、投票日の前日に、明るく正しい選挙の、日本都というものを、県下全町村で作る、棄権防止をやることで、これらをおもに推進協議会にやらせてもらうという内容で、五万円でございます。

十五節、工事請負費五万三千円、ホスター掲示場の設置を業者に行かせたいという事で、計上いたしました。大体以上の内容で、ござります。が、この百八十万二千円の総経費につきまして、は、県の委託金をもつてまかなうことには、なっておりますので、よろしく願いたします。

衛生施設課長(吉田新)一君)

四款、衛生費(一日の水道施設費)について御説明申し上げます。
先ほど御決議いたしたきました簡易水道の認可をいたしたきます
関係の必要なる認可設計書、その他認可に対します調査の
資料というふうなるものを専門家に委託して作りたい。このよう
に考えてお願ひしようというものでござります。なお当林初におき
まして水源調査計画というふうな面で五五二万計七十九万に
ござります。が今回認可設計書等の関係におきまして不定い
たします。ので二百十方円追加いたしました。認可設計を委託して
作りたい。このように考えてお願ひしようというものでござります。

農林水産課長(伊藤幸太郎)君)

四ページ本件は「昨年度」四十年年度におきました。同様の御決議を
願ったわけがござります。が今回債務負担行為にいたしました。借り
入れ条件の改正と新たに四十一年度分の借り入れ予定額が

決定いたしましたので、それに対し、補償の案件として再度
お願いしたいというわけで提案申し上げたわけでございます。
まず四十七年度の借入金でござりまするわけでもこの表にござりまする
通り千八百四十万円が見込まれておるわけでございます。前回
の決定では四十七年度まででござりました。が今回四十七年度分を新
たにお願い申し上げたい。それから一つは最初申し上げました
借り入れ条件の一部改正がござりまする。その改正に基づきまして公
庫から限度額につきましての変更方の要請があったわけでございます。
まずその借り入れに基づきまして限度額欄中の一部につきまして
変更は借入条件と併せて、~~借入条件と併せて~~ ~~借入条件と併せて~~ ~~借入条件と併せて~~
とお願いしたいというわけでござりまする。で今回は一部変更は
併せて借り入れ条件と四十七年度の新たに借り入れをします
るものをおえました案件として再度御決議をお願い申し上げ
たいというわけでござりまする。変更の点につきまして申し上げたい

と思ひます。が従前によきましては限度額欄に「貸付金の原契約
書に定める元利金の各払い込み期日」この条項が前回では「貸付金
の最終償還期限後云々」ということで御決定を願ふたわけござ
います。今回ただいま申し上げました通り最終償還期限で
かゝて今度は各払い込み期日ごとにとつことに変更されるとう
ことでござります。このような借り入れ条件の変更がござりました
のでその点を加えまして四十一年度の新たな借入金に対しまして
損失補償の契約を希望したいということ御提案申し上げ
たわけござります。それから四十一年度の千八百四十万の借り
入れ額でござります。これに対して御参考までに若干申し上げ
たいと思ひます。

四十年度の県営の中央ダム工事は概算工事費にソトしまして
九千二百万円、九千二百万円の仕事に對しまして国と県の助成が
御承知の通り七五%あります。その二五%がいわゆる受益者

負担というところになるわけでございます。その二五%の受益者負担の八%を限度として公庫から長期起債が貸付けられるわけでございますが、その額が表にもござります。通り千八百四十万ということに相なるわけでございます。それに対しましても引き続き関係の市町村の損失補填償の議決を公庫としてはぜひお願いいたします。また改良庄にいたしましても借り入れの関係がござりますので、関係市町村の御決議をぜひともお願い申し上げます。ということでも再度要請が参りますので、その要請に二たえまして、債務負担行事の御決定をお願いして、やうして本工事の内帯な運営をほかで参りたいというところで御提案申し上げます。たわけでございます。

財政課長(長谷川広治君)

歳入について御説明申し上げます。

歳出総額三百九十万二千円ということに相なります。そのうち歳入が

定額といたしました。衆議院議員選挙の関係の費用として県委託金として百八十万二千円を計上いたしました。残りの不足財源を繰越金に求めまして二百十カ円を計上いたしました。歳入歳出差し引き、残金なしといたしました。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

二五番(小沢恵太郎君)

私は選挙費に関連する御質問をしたいと思います。

今度の二十九日に行なわれます衆議院議員の選挙に要する諸経費が計上されておりますが、現在選挙の情勢を見ました特にたいして選挙ムードがわかない現状ではなほだろふかと思っております。そこで当局におかれましては明るく正しい選挙の推進に当りまして、どんな啓蒙時に棄権防止の啓蒙に於て、具体的にどうお考えになつておるか、御説明願いたい。

選挙書記長(大嶋重義君)

作りまして市内の官公署あるいはバス、タクシー等々の自動車にか
けて走りまわらう。それによつてムードの盛り上げをしていただく

それから特にこの選挙にまつての市の広報を臨時特集号を発行し
て棄権防止に努めたいということとでござりまする。それから広報車
でござりまするがこれはさしつかえなし限り選挙の済むまでフルに活用
して単に表通りでなくいなかの方まで回わす一般の選挙民のムード
を高めていきたいということが一つでござりまする。

それから有線放送、これは六施設でござりまするので時に不在者投票
にそれもある方が手続き等が複雑でござりまするてよくわからないう
でござりまするでこうしたことを中心にしてあるのは棄権防止等も強
調して有線放送をお願いしたいということが一つでござりまする。

それから新聞でござりまするが各新聞社にもお願いしてPRに協力
願うということが一つ、それから回覧板を利用したい。

最後に投票日の前日にマイクワバス、広報車を全市内に回わして

最後の啓発の総締めくりをしたい。なほ風船等におきましても三千個追加してムードを高めてきたい。大体こういうものが啓発の内容でござります。

二四番(島野茂樹郎君)

債務負担行為につき御質問申し上げまう。どうも理解がいかないので具体的な数字を上げて御説明していただきたいと思う。限度額の中で貸付金の原契約書に定める元利金の各払い込み期日払い込み期日というのは元の表ではどうなるかということですが例えは三十五年に借りたものは四年の六月五月まで据え置きにならうか。四十二年の六月五日になりまうかと年賦償還という形で返していただくか。思いまうが間違えてたり教えていただきたんですがそれをおい込み期日というのかそれとも別に最終の償還期限をさすのか。こういう点がありまうか。御説明していただきたい。

それから補償の期限等でござりまするが払い込み期日がきた六月
を経過したのちということですが、さういふようなこと等のからみ合
せがよからなりなわけわけですが、その点も、少し御説明したま
たい。

・農林水産課長（伊藤幸太郎君）

ただ羊の御質問でござりまするが、大体御質問通りでござい
まして例えは三十五年の二百三十八万を例に申し上げます。
三十五年度におきまして二百八十方借り入れしておるわけだ
ござりまする。据え置き期間後の四十二年の六月以降は元金
を合算してたえ利金の償還が開始するわけでござりまする。
この場合に従前でもござりまする。最終償還期限後云々という
ことで条件があらにわけでござりまする。つまり五十九年の六月一日
以後六月経過におき、弁済がつかかたときに補償するという
条件があらにわけでござりまする。が今回は御質問の通り各一年の

六月一日を飛ぶお返し込み期日としておさえるというところまでがあるわけ
でございましてお返し込み期日云々という文字は一番左の欄に
ございます六月一日をすすというところでございませう。

二四番(島野茂樹郎君)

そうしますとその年々に返すべき金が集まりないうで返せないという
ことになる年々その分は市で返していく。損失を補償していく。
こういうことになるわけですか。

農林水産課長(伊藤幸太郎君)

一心理論的にはそういうことでございませう。しかし現実の問題
としてはおそらくそういうことに最悪の場合には起るり得ないの
ではなしかということでも私ども信じておりました。理論的にはい
ろいろお話しを通り年々のお返し込み期日後六ヶ月の間に一応お返し
込みがなかつた場合に市がその分につき補償するということ
になりませう。

三番(君塚喜三君)

契約内容が峻烈に改定を見たわけでもなく、それがそこで私疑義を保持わけですが、農林漁業金融公庫というものは政府機関ではなけれどもその資本金は政府の出資金によるものである。

従って地財法の第二條の第二項に「国は地方財政の自主的かつ健全な運営を助長することに努め、地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行なうはならない」といふ条文があるわけであり、この面から考へてもまたこの事業は県営である。

県営であり土地改良区との間に契約を見てもおけるものである。従って、ついたものが県の責任において当然な責任をすべきではないか、それを市町村に押しつけておけるような負担がかかるような責任を持たせるといふことは負担を転嫁するものである。

これまた地財法の二十六條の二項に「地方公共団体相互の間における経費の負担を公平に分担するようになすこととしてなら

ない」といふ条文があるのですが、この点にも等に抵触するのではなから、その趣旨まことに結構な点に於て見ても結果的に見ればいいことなるといふ点でも条文的に見てもその点にひかざるのではなから、という気がする。この点に於て所管課長の見解をお伺いしたい。私も即席勉強であるが、手取りしつておりますのでこの点よく教えていただきたい。

農林水産課長（伊藤幸太郎君）

お答え申し上げよう。今、御質問の点でござりまするが、お考えの点にたいと思ふことは、先ほど申し上げた通り、上げました。四十一年度の事業費は九千二百萬の事業費、これはあくまでも県営事業でござりまする。しかしながらその事業の二五%がいわゆる受益者の負担である。七五%は圃田費と県費でまかなうべきで、これも九千二百萬の総事業費に對しまし、二五%は受益者負担、いわゆる改良庄の負担

その二五%の負担金を出します。に際しまして八十%を長期起債
でおおぐ。公庫から改良圧が借りるわけでもござります。つまり九千
二百万円を受益者が直接手元から出します。せんが二五%の八%
に当ります。千八百四十万を公庫から改良圧が借金したしまし
て。そうして二五%の負担を県に出すわけでもござります。

しかし改良圧のいろんな実情からいって。公庫側はこのま
まではソけない。あくまでも関係市町村の損失補償をせよ。と
もらいたいという。こと。で。このような案件が出て。いろわけです。

でありますので。今お話し。の地財法云々。私もよ。存じます。けれど
も。あくまで土地改良圧の責任におよ。公庫から千八百四十万を借
りるのだ。借りるに際して。市町村のい。わゆる損失補償の裏づ
けを。や。て。ほしい。という。こと。で。ござります。その点。御了解。した。だ
ま。と。い。と。鬼。さん。です。

二三番(君塚幸三君)

前回の御提案の説明の中に法律的には強制執行してでも取る事ができる。しかしそれはやりたくないで最終的にどんな人事業が進んで水がいよいよくるのだという期待があるならばもう少し支払いもよくなるのではなか、どこでもそういうこととがやられておるのだということでも、貸付金があつたわけですがあれあれもそれを信じておたが、それをなぜにきて、各払い込み期日大カ目」というふうなまじいものにかえられたのかその点しかも取り立ての法律引権限があるのだということをこの前御説明があつた。そういうものがあつたりながらも現在六五%位しか払い込みがなされておらない。その損失をここでおす、いかたけぬばならぬ。ころなりきすると何だか負担を転嫁されておるといふ気持ちならざるを得ない、この点もう少し御説明したたきたい。

・農林兼水産課長(伊藤幸太郎君)

今回の借り入れ条件の改正につきまして、実は私どもの方としてもいろいろ疑問があるわけでもござります。つまり公庫の資金を大きくな仕事に對しまして貸し出すわけでもござりますので仕事を一日も早く完成させるための助成的な公庫資金であるべきではないかと、いうことであまりにきびし過ぎるのではないかとございまして、貸し出してしまつて公庫の全部の資金に對しての条件が改正されたのだ、といふことで聞かれておるわけでもござります。その意味合ひによつましていろいろお話しに出ました通りのいろいろの疑念もないわけではございませぬが、借り入れ条件が公庫としての借り入れ条件でもござりますので、それと合致しましたところの損失大神債を打ち出して、いかにければ今後の土地改良区が借り入れますりに当たりますして支障をきたす、部面もあるわけでもござりますので、若干の疑念を拂つわけでもござります。けれどもその条件に合致せずして各市町村とも御決議をされた、その裏づけとして借入金の円滑な借り入れを

進めり参りたい。ひそは事業の一日も早く完成を祈る所あり
ましてかような意味合いにおきまして御決定をお願い申し上げ
た。はい。このようないことであります。

・三番(君塚喜三君)

私も即席の勉強でござりまする。二以上ござりまするので一応了解いた
します。今後勉強耐していただきます。

・六番(関武夫君)

二問題でござりまするが市長さんに御答弁した。はい。

四十年度までは最終償還期限云々という事で契約ができてお
た。それを今回「各社へ申込み期日」云々というふうに変更された
わけだ。ござりまするが市としては非常に不利な条件になったわけ
ですが、四十一年度の分を借りる場合の条件としてそういうことを出さ
れて、それでは、いかに償還しないのだという事になり、いかに別ですが、従
来そういう点で契約ができておたもの、この際また四十一年度以後

方に提案するといふことは私としては納得かないといふことで断つた
けれども結局公庫の方が全般的にやういふことになつたといふこと
ひき、山崎組合長の方では決つて迷惑をかけないしニサカの方でも
すべてにやそよおれもあるからせひやそよくれ。こつといふお話しであつたわけ
ひき、全く閑えのお話しのように納得かないわけです。

過去の分まで負担せよといふことは、公庫も政府の金ですから政
府がこつといふ仕事を助成してやるべきものとこつといふことをやるとい
ふことは私としては納得がないといふことで一応断つたわけひき
こつといふのが決つて御迷惑はかけないからせひやそよくれとこつことで
こつといふが私本意ではこつといふせんけんけんけんといふことひき
こつといふがう市としては耕地りとしてへ。%位館山市の耕地でこつ
こつといふからこつといふとき前からも話しがこついたしました。が水利権を市
の方にこつてこつといふことも前から考えておりました。が今、公庫
ひき、こつといふはいいといふことではあるわけひき、こつといふが迷惑かけないとい

いうことでございましてたり公庫のいうことは、絶対は無理です。
そんなばかな話しかは、いりけれども、おむとを得ない。助成するといふ
意味で提案して御了承したに、きたいといふことでござります。

十六番(関武夫君)

實際私自身も、さう思うわけですが、市長さんが、ここまで、さう
いった考え、方、相手に、対する、交渉とか、内容の、経過を、御、過を、御
説明、した、できました、ため、不満、では、ありません、が、一応、了解、したい、と
思、います。

十七番(黒川佐太郎君)

この事業は、当初の、計画通り、進捗、して、いる、か、どう、か、という、こと、です。
という、ことは、形、事、で、ま、ま、り、は、か、ば、か、しく、進捗、して、いる、さ、う、に、思、う
ん、ぞ、が、長、び、く、ほど、物、価、う、上、昇、さ、う、い、は、さ、う、間、にも、干、害、が、起、こ、ら、な
い、と、も、限、ら、ない、私、は、一、日、も、早、く、促、進、す、る、よ、う、に、督、励、し、て、お、た、だ、き、
たい、と、ころ、で、当、初、計、画、通、り、進、捗、し、て、いる、か、ど、う、か、お、尋、ね、た、し

マツノ。

農林水産課長(伊藤幸太郎君)

お答之申し上げます。当初改良区ができましたして事業が始まり
 ましたの計画が昭和四十五年度までということとで計画されてあり
 ますが、また、お話しができましたような観点からソたしまして一年
 でも早くというのがわれわれの希望でございまして、でありますので
 少くとも、池の工事そのものが四十四年度が目標であつたわけでご
 ざいます。その後も、四十四年度が四十二年に切り上げて完成さ
 せたいということ、現在進められております。でありますので、大体
 予定通りの進捗を見ておるといふことがいえると思ひます。なほ
 それに伴います、具体的な幹線の埋め込みという問題について
 も一年でも早く皆さんにその姿を見せることが、工事にも一番影響が
 あるということ、ごさういふことも合せて、四十三年度以降進めて参
 りたい。以上でござります。

二十七番(馬川佐太郎君)

予定通り完成すると承知していいわけですね。

農林水産課長(伊藤幸太郎君)

ア、よろかす。

二十七番(嶋田繁君)

さき御説明の中で工費の二五%が受益者負担、ヤルハ八%を
借りる。ニ、三というふうなことでア、おと二事〇%は受益者から徴
収しておるわけですか、ヤルハによつて運営してらるという事に考へら
れる。その徴収の状況はどごうございますか、市で負担をにならう
ということとは各自がヤルハに熱意をヤルほど示さない。何とかヤルハに
ニ、三えなしてはなれないという気持ちでヤルハおりますか、ヤルハに
徴収如何といふことになると思ひますか、現在の状況はしかがでござ
いますか。

農林水産課長(伊藤幸太郎君)

お答え申し上げます。今お話し通り借入金のほかは手元から直接出していただく受益者負担。これは賦課金として各自から出してもらうわけでございます。

賦課金の中には参考までに申し上げますと今申しました借り入れも残りの命と中央土地改良区のもの運営費入るはその他費用全部合算して又当惑しと、これが毎年まわられるわけでございます。それによつて賦課金が徴収されておられるわけでございまして、それによつて賦課金が徴収されておられるわけでございまして、それが現状が遺憾ながらかんばしくないと、このことで現在までできておりました。四十年度が非常に成績がよろしくございまして、約六四％弱というふうなものでございまして、この年度の現在までの累計から参りまして約六六％若干ではございまして、徴収率も上昇してある。将来がよろしい徴収率をもとに進んでもらうわけでございます。よく期待しておりました。これがよろしい状況でございまして、御了承願します。

二七番(嶋田繁君)

それらもむろん結構な方法ですが、部落ごとに徴収に骨を折るつもり(という)よろなことは考へたり外も、まよせんか。

農林水産課長(伊藤幸太郎君)

申し著しましたが、今お話しのこととも現在やりもつあるわけでございませぬが、部落ごとに税金で申しませぬ、納税組合あのようなことで、組合等を逐次作すので徴収率を高めていきたいという方法をやりつあるようでございませぬ。それらに方法が二番効果的ではないかというところが考へられませぬので、順次その方向に進めていくというところでございませぬ。

二七番(嶋田繁君)

よろした方法で進んでいただきたいと思いますと思ひませぬ。

一八番(西村直次君)

一つだけお尋ねしたいと思ひませぬが、只ほど課長先生の御説明の中

に市に迷惑のかるようなことはあり得ないという言葉があらたわけですが、どういふわけでやういう断言ができるかどうかの理由をお伺いしたい。お話を伺う限り、賦課金の徴収も完全にできてない。つまり、それだけ損失のかるおそれがあるという事、実は、は間違はないわけではあります。が同時に、先ほど市長さんにお話して水利権云々というお話しても、ごまかしたけれども、現在の過程においては、それも見込みがほとんど薄いわけで、ごまかす。従って裏づけはないわけでごまかす。ここの状況下において、市に迷惑のかることはあり得ないという断言が、どういふわけでできるか、この点、お伺いしておきたいと思っております。

・農林水産課長（伊藤幸太郎君）

お答え申し上げます。なるほど徴収率があまりかんげいなくない。そのために、ここの問題が起きて、そのわけでごまかす。その面から考えますと、今お話しにありましたような疑問も当然起きて

くるわけではござんませんがこの工事につきましては御承知のとおり県
も国も改良区自体もキレヤハク責任におき進んでおりまゝなり。
現実の問題として年々償還して参りますものが未納にするとい
う段階は下よりくならないのではなから、より徴収率はある程度低
うにござんすけれどもしかし一部を除きましては部落的に申し上
げますと \sim に近い徴収率を示してありまゝなり。一部の部落にお
きまして若干このような問題が残されておりますがその他各部
落につきましては \sim に近い徴収率で皆こゝろ方が一生懸命になら
納めてこの仕事をやらせたいという熱意があるわけではござんすなり。
ごく一部を除きましてやういう意味がかりしません。市に迷削感を
かけるような事態には役員の責任におきもしないつもりであらうし
各受益者のごく一部を除いたあとの方も当然このようなお気持ち
でこの問題を考へておるはずではござんすなり。少くともやういふた
ことはあり得ないといふことで私ども信じたいと思ひますなり。

二八番(西村直次君)

要するにこの問題にましまして私どもの心配するのは法律的にどう
こうという問題は別にしまして結局館山市に迷惑がかかると思
うところとかいろいろと論議が出てくるわけでございます。

その点ただソマのお話のようにおやりたく間違いないというふうな
お答えでございませうのでそれを信用いたします。了解してすこ
とにまします方が、そのかわり十分に中央改良区の方にもその日
を市として申し入れて滞納のないように十分督励していただい
たいと思っております。

議長(田中祿郎君)

議案第二号は討論者省原案通り可決することに御異議
ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君)

異議なしと認めまゝ。よろ議案第二号は原案通り決
定いたしました。

以上により本臨時会に付議されました議案全部を議了いたし
ました。よろ臨時会を閉会いたしました。

午前十一時五十八分 閉会

本日の会議に付いた事件

一 議事日程に同じ

出席議員

吉田 勇治郎 鈴木 正一郎

小柴 孝 鎌石 伝蔵

田中 禄郎 秋山 六三郎

田村 源治郎 望月 照正

安西益男 辻田実

石井正 菊井敏博

志村信作 小沢惠太郎

関武夫 黒川佐太郎

西村真次 藤田好治

保科忠夫 江田徳太郎

君塚喜三 島野茂樹郎

嶋田繁 山田教字

鈴木市蔵 安藤亀吉

安次徳順 三天節

高橋文治 山本昇

板本藤太郎 山口康

欠席議員

中村省吾 藤田七郎

昭和四十二年一月十七日

右会議の次第を録し、ここに署名す。

館山市議会議長

田中 禄 郎

同 署名議員

島野 茂 樹 郎

同

島野 茂 樹 郎

